

# 令和6年度 観光コンテンツ・旅行商品づくり支援事業要領

## 1 趣旨

観光消費額拡大に向けた取り組みとして、地域に根付き、質が高く滞在時間を増やす等の観光コンテンツを整備するとともに、外国人観光客等の県内各地域への誘客に向けた旅行商品づくりを促進するため、多様な関係者等と連携体制により開発する観光コンテンツ・旅行商品づくりの取り組みに対し支援するものです。

## 2 対象となる観光コンテンツ・商品について

自然、地域文化、アクティビティ等の体験コンテンツを主とする観光消費額を高めるイベントや施設・店舗等における体験プログラムメニュー及び体験コンテンツ等を組み入れた旅行商品（モニターツアー含む）とします。

## 3 支援対象事業

- (1) 必須要件 次の事項を満たすもの
  - ・本県観光の魅力向上につながる新たな事業であること
  - ・(公社)宮城県観光連盟を連携先として観光コンテンツ・商品の宣伝素材を提供すること
- (2) 期 間 令和7年3月25日まで商品化するもの
- (3) その他 同一申請者による複数申請において(公社)宮城県観光連盟が同一企画と判断するものは対象外とします。

## 4 支援対象者

(公社)宮城県観光連盟会員、(公社)宮城県観光連盟会員が推薦する団体・事業者

## 5 支援内容

- (1) 観光コンテンツ・商品の開発造成に向けた経費の一部を助成します。助成額は全体事業費の4分の3未満で、上限は10万円（但し、備品購入は上限2万円）
  - ・助成対象科目は、旅費交通費、委託費、消耗費、謝金、広告宣伝費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、備品とします。なお、支援対象期間までに催行された旅行商品は旅行催行に係る全ての費用科目を助成対象とします。
  - ・支援規模は全体予算の範囲内となりますので、予算範囲を超えた時点で支援終了となります。
- (2) 開発された観光コンテンツ・旅行商品を(公社)宮城県観光連盟ホームページ等に掲載し宣伝支援を行います。

## 6 申請等の手続き

### (1) 申請書の提出

支援を受けようとする対象団体・企業等は、申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、次の書類を添えて会長に提出してください。

提出書類；事業計画書及び収支予算書（任意様式）

推薦書；(公社)宮城県観光連盟会員からの推薦書

※ 申請者が会員の場合は不要です。非会員は会員からの推薦書が必要になります。

(2) 支援の決定

会長は、申請書を受理後、その内容を審査し、適当と認めた場合は支援を決定するとともに、その旨を申請者に通知します。

(3) 事業の完了

申請者は事業終了後、報告書（別紙様式2）に必要事項を記入し、次の書類を添えて会長に提出してください。会長は内容を審査し、適当と認めた場合は、助成金の額の確定を通知します。申請者は確定通知を受け、会長あてに請求（任意様式）する。

提出書類；事業報告書及び収支決算書（任意様式）

助成額を財源にした支出に伴う証拠書類

観光コンテンツ・商品等一式